

令和6年度 部の運営方針書

子ども未来部

1 部の運営方針

【部の使命】

子ども基本法の基本理念や基本的施策に基づく「子ども未来戦略方針」や「子ども大綱」を踏まえ、子どもまんなか社会の実現に向け、「周南市子どもまんなか宣言」の指針に沿った効果的な施策を推進し、全ての子ども達が笑顔で暮らすまち、子育ての幸せがあふれるまちの実現に向けて取り組みます。

【部の目標】

- ①子育て世帯に対する包括的支援体制の強化
子ども家庭センターの開設により母子保健と児童福祉の一体的な相談支援機能及び地域の関係機関等との連携を強化することで、妊娠期から社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築し、児童虐待等の未然防止や発生時の早期介入・支援を行います。
- ②保育環境の安定化と多様化する保育ニーズへの対応強化
保育士等の安定的な確保に努め、待機児童の発生抑制及び入所待ち児童の解消を図るとともに多様化する保護者のニーズにきめ細かく対応します。
- ③子ども医療費や児童手当等の経済的支援の確実な実施
子育て世帯の経済的な負担を軽減し、乳幼児及び児童の保健の向上を図るため、高校生年代までの医療費の自己負担相当額を助成するとともに児童手当や児童扶養手当の給付額の拡充に伴い、国や県と連携して速やかな給付に努めます。
- ④「第3期子ども・子育て支援事業計画」の策定
本年が最終年度となる第2期子ども・子育て支援事業計画の着実な進捗を図りつつ、子ども・子育て支援施策や子どもの貧困対策、母子保健施策等の本市の方向性や目標を総合的に定めた「第3期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会全体で子どもと子育て家庭を支える環境づくりに取り組みます。
- ⑤公立施設の再編整備の推進
公立保育所等の再編整備の計画的な推進により適切な集団規模の確保するとともに、民間活力を活用して多様化する保育ニーズに柔軟に対応することで幼児教育・保育サービスの充実と安心・安全な環境整備を図ります。

【行財政改革への取り組み】

- 行政手続きのDX化を推進し、子育て世帯における手続き等の利便性を図るとともに、職員の事務負担の軽減を図ります。
- 子ども関連施設の再編整備に取り組み、効率的な施設運営を目指します。
- 子どもまんなか社会推進本部設置要綱に基づき、効果的な施策立案に向けて庁内横断的な取組を推進します。

2 部の経営資源

(1) 部の体制

職員数	421.5 人	うち	正職員	177.5 人	・	会計年度 任用職員	244 人	人件費	正職員	1,279,065 千円	会計年度 任用職員	603,999 千円
-----	---------	----	-----	---------	---	--------------	-------	-----	-----	--------------	--------------	------------

※R4職員平均給与(7,206 千円)ベース

※予算計上額

(2) 事業規模

歳入予算額	6,627,789 千円	歳出予算額	8,483,886 千円	(正職員人件費を除く)	担当予算小事業数	45 事業	担当課数	3 課
-------	--------------	-------	--------------	-------------	----------	-------	------	-----

3 部の中期目標（優先順） 第2次周南市まちづくり総合計画・後期基本計画に掲げられた基本施策を実現するための推進施策

目標	推進施策	実現したい成果（最終目標）
1	1 教育・子育て 3 子育て環境の充実 1 子育て支援サービスの充実 (あんしん子育て推進課)	・こども家庭センターの設置により母子保健と児童福祉の一体的実施をさらに推進し、さらに学童期の居場所づくり等の連携を強化します。 ・養育に配慮を要する家庭の子どもや保護者が目標に向かって、サポートを受けながら子育てができるよう、ニーズに応じた多様な家庭支援を充実します。
2	1 教育・子育て 3 子育て環境の充実 2 母子保健の充実 (あんしん子育て推進課)	・妊娠・出産・育児に関する正しい知識を普及し、全ての子どもたちが適切な養育を受け、心身の健やかな成長と発達が保障される社会を実現します。 ・早期に妊産婦、乳幼児の疾病や発達、養育環境等の問題を発見し、育児不安等問題を抱えた妊産婦や養育者が安心して家庭で子育てができる社会を実現します。 ・関係機関との連携を強化し、子どもと子育て家庭が切れ目なく継続的な支援が受けられることを目指します。
3	1 教育・子育て 3 子育て環境の充実 4 子どもの明るい未来への支援 (あんしん子育て推進課)	地域の子育て支援関係機関や団体、人材との連携を強化します。 生まれ育った環境によって将来が左右されることのない、まちづくりに向けた取り組みを推進するとともに、若者世代が子どもや家族を持つことの喜びや大切さについて理解を深め、子育てを前向きにとらえられる、皆が協力してまちぐるみで子育てが行える環境づくりを進めます。
4	1 教育・子育て 3 子育て環境の充実 3 保育サービスの充実 (こども保育課)	「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、保護者が必要とする幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の適切な質と量を確保するとともに、必要な保育が提供できるよう、より積極的な人材確保に努めます。また、延長保育、障害児保育、休日保育、病児保育、一時預かりなど、保護者の様々なニーズに対し、きめ細かな対応を行います。
5	1 教育・子育て 1 教育の充実 5 幼児教育の充実 (こども保育課)	乳幼児教育センターを拠点とし、一人ひとりの特性に応じた指導や工夫した保育による乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。また、幼児期の教育と小学校教育の接続を円滑にし、小学校以降の生活や学習につながる基盤づくりを行います。
6	1 教育・子育て 3 子育て環境の充実 1 子育て支援サービスの充実 (子育て給付課)	乳幼児やひとり親家庭の健康増進と児童の健やかな成長を支援するため、手当等の給付や医療費助成の適正な運営に努めます。
7	1 教育・子育て 3 子育て環境の充実 1 子育て支援サービスの充実 (子育て給付課)	ひとり親家庭の自立支援に資する相談支援体制の充実に向けた取り組みを強化します。
8	1 教育・子育て 3 子育て環境の充実 3 保育サービスの充実 (こども保育課)	公立保育所等の再編整備により、適切な集団規模を確保するとともに、民間活力も活用し、多様化する保育ニーズへ柔軟に対応することで、良好な幼児教育・保育環境の確保と保育所待機児童の発生抑止・入所待ち児童の解消に努めます。